１　はじめに

鯖江市では、「鯖江市人権施策基本方針」に基づき、「安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを基本目標に、家庭、地域、学校、職場その他様々な場所を通じて、市民一人ひとりが個人の尊厳と権利を認め合い、尊重し合える地域社会の実現」を目標に取り組んでおります。

その一環として、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないことで悩みや生きづらさを抱えている市民の思いに寄り添い、その二人のパートナーシップおよび二人と子や親を含めたファミリーシップを尊重するため「鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入しました。

この制度は法的な効力を生じさせるものではありませんが、人生のパートナーとして相互に協力し合うことを約束したお二人およびそのご家族が自分らしく生き生きと誇りを持って生活されることを応援するもので、お二人が互いにパートナーシップであること、またパートナーの子（養子）や親（養親）と家族としての関係性であることを市長に宣誓し、市がパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証および受領カードを交付します。

この制度の導入により、市民や事業者の皆様に、多様性を認め合う社会的理解が促進され、人権を尊重し合う社会が実現することを目指していきます。

性的少数者とは

性的指向（恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての指向）が異性愛者のみではない、または性自認（自分自身の性別に関するある程度持続的な自己意識）が戸籍上の性別と異なる方などのこと。

パートナーシップとは

二人が、互いをパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係のこと。

ファミリーシップとは

パートナーシップにある者と、その双方もしくは一方の子（養子）またはその親（養親）との家族として協力し合う関係のこと。ただし、１８歳未満の子（養子）についてはパートナーシップにある者と生計を一にしていること。

２　パートナーシップ宣誓できる方

パートナーシップ宣誓（継続申告）できる方は、お二人が下記のすべてに該当することが必要です。

１　成年に達していること

宣誓者の双方が満１８歳以上である方。

２　鯖江市民であること、または転入予定であること

宣誓者の双方もしくはいずれか一方が鯖江市内に住所を有している、または３か月以内に鯖江市へ転入を予定している方。

※宣誓時にお二人ともに鯖江市にお住まいでない場合は、上記の他に転入を予定していることが分かる書類の写しが必要です。

（例）転入前の自治体で発行された転出証明書や転居先の賃貸借契約書など

注意：転入後１４日以内に住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のいずれかを提出してください。宣誓日から３か月以内に提出の無い場合は宣誓が無効となります。

３　配偶者がいないこと

宣誓者の双方が日本国内において配偶者がなく、かつ、日本以外の国においても当該パートナー以外の配偶者がいないこと。

婚姻の届け出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。

戸籍等で確認します。外国籍の方は大使館で発行される独身証明書や婚姻要件具備証明書等に日本語訳を添えて提出してください。

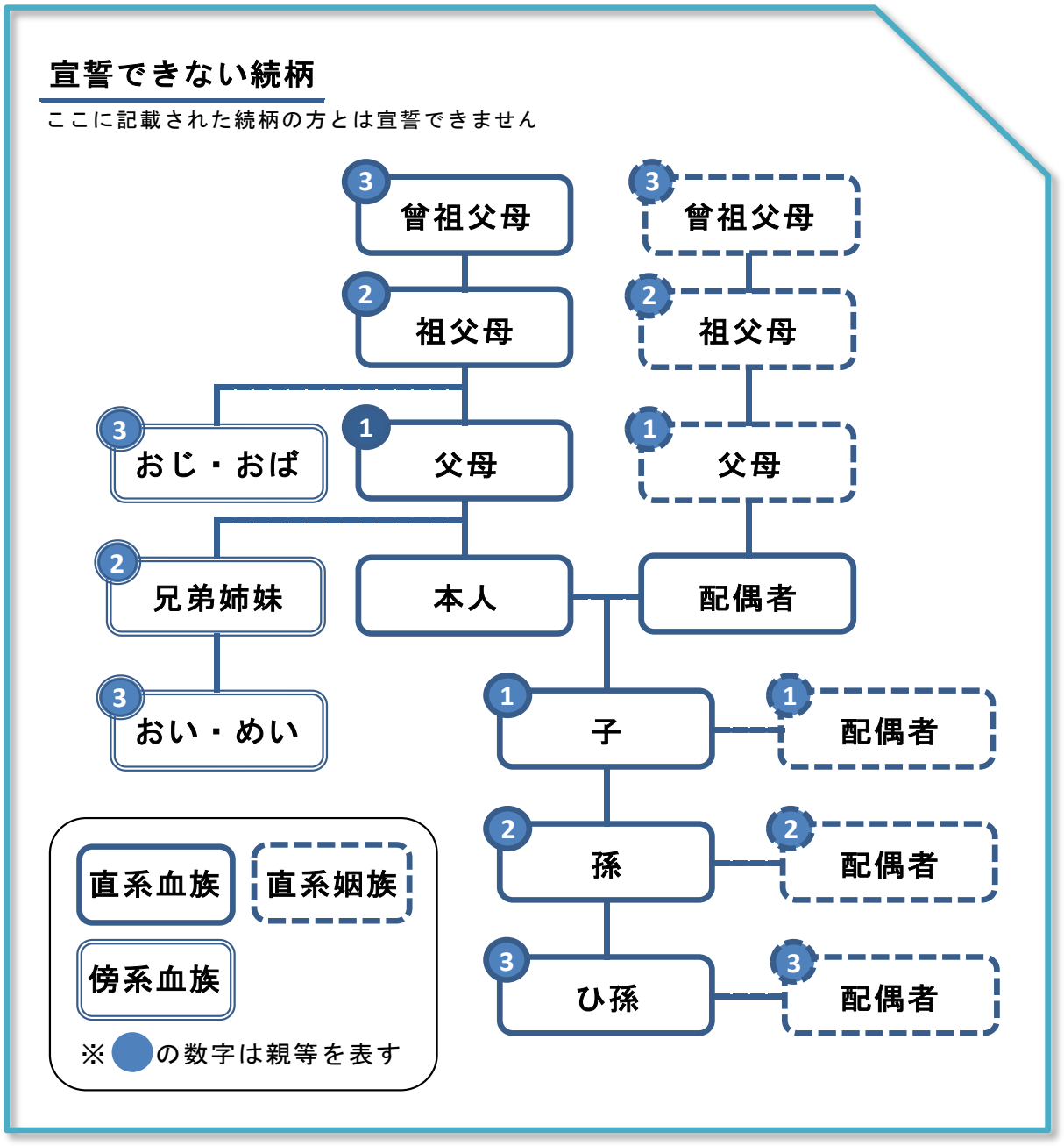
４　宣誓しようとする方以外とパートナーシップ関係にないこと

宣誓をしようとする方以外の人と、既にパートナーシップの関係にある方がいる方は宣誓できません。

５　宣誓しようとする方同士が近親者でないこと

民法第７３４条の直系血族または三親等内の傍系血族、民法第７３５条の直系姻族の関係にある方は宣誓することができません。

ただし、パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができます。【下図参照】



３－１　パートナーシップ宣誓に必要なもの

１　パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第１号）

・事前にご記入いただいても、宣誓日にご記入いただいても構いません。
・自署していただくのが原則ですが、自ら記入することができないと市長が認めるときは代筆させることができます。

２　現住所を確認できる書類

・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のいずれかをお一人１通ずつ。
（お二人が同一世帯である場合は、お二人分の情報が記載されているものを１通。）
・宣誓される日以前の３か月以内に発行されたものに限ります。

住民票の写し	本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
住民票記載事項証明書	本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。 性別記載のない住民票記載事項証明書を希望する場合は、窓口で性別の記載を省略する旨をお伝えください。

※個人番号（マイナンバー）が記載されているものは受け取れません。記載のある場合は、マジック等で黒塗りしてください。
※宣誓時にお二人ともに鯖江市にお住まいでない場合は上記の他に、転入を予定していることが分かる書類の写しを提出してください。
（例）転入前の自治体で発行された転出証明書や転居先の賃貸借契約書など

注意：転入後１４日以内に住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のいずれかを提出してください。宣誓日から３か月以内に提出の無い場合は宣誓が無効となります。

３　戸籍抄本

・お一人１通ずつ、宣誓される日以前の３か月以内に発行されたものを提出してください。
・本籍地が鯖江市以外の場合、取得されるまでに時間がかかることがありますので、ご注意ください。詳細は本籍地のある自治体の戸籍担当窓口に確認してください。
・外国籍の方は、大使館など公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類を提出してください。また、翻訳者の住所・氏名が記載された日本語訳を添付してください。
・パートナーシップ宣誓をしても、在留資格や在留期間の変更はありません。

４　本人確認書類

・運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、パスポート、在留カード、官公庁が発行した証明書等（下記参照）の写し
・郵送の場合は写しを同封してください。

１種類の提示で足りるもの	２種類の提示が必要なもの
・個人番号カード（マイナンバーカード） ・旅券（パスポート） ・運転免許証 ・住民基本台帳カード（顔写真付き） ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・国や地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付き）	・顔写真のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、その他健康保険、後期高齢者医療、船員保険、または介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金、厚生年金保険、または船員保険の年金証書 ・共済年金、恩給の証書 ※学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付き ※国、地方公共団体が発行した資格証明書のうち顔写真付き（左記に挙げるものを除く） 「※」の書類のみ２点あっても確認できません。 その他の書類（健康保険被保険者証）と組み合わせてください。

５　通称名の使用を証明する書類（通称名（※）を使用する場合のみ）

性別違和等の理由で通称名（※）での宣誓を希望する場合は、宣誓から３か月前以内に発行されたもの、または有効期限内の物で、その名前が社会生活の中で日常的に使用していることが確認できる下記の書類の写しを提出してください。通称名を使用した場合は、交付するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

１種類の提示で足りるもの	２種類の提示が必要なもの
・健康保険証 ・通称名の記載のある住民票	・社員証や学生証、卒業証書 ・公共料金の請求書 ・病院の診察券 ・自宅宛の郵便物（消印があり、住民票の住所と一致するもの）

※　通称名　本制度における通称名とは、性別違和の方や外国籍の方が、日常的に使用する戸籍上とは異なる名前のことです。

６　郵送用チェックリスト（郵送で宣誓する場合のみ）

３－２　ファミリーシップ宣誓に必要なもの

１　パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第１号）

・事前にご記入いただいても、宣誓日にご記入いただいても構いません。
・自署していただくのが原則ですが、自ら記入することができないと市長が認めるときは代筆させることができます。
・家族となる１５歳以上の子や親は同意書（様式第１号別紙）が必要です。
　１５歳未満の子は同意書の代わりにパートナーのいずれかが監護者であること。

２　現住所を確認できる書類

・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のいずれかをお一人１通ずつ。
（複数が同一世帯である場合は、全員の情報が記載されているものを１通。）
・宣誓される日以前の３か月以内に発行されたものに限ります。

住民票の写し	本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。
住民票記載事項証明書	本籍地の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの。 性別記載のない住民票記載事項証明書を希望する場合は、窓口で性別の記載を省略する旨をお伝えください。

※個人番号（マイナンバー）が記載されているものは受け取れません。記載のある場合は、マジック等で黒塗りしてください。
※宣誓時にパートナーのお二人ともに鯖江市にお住まいでない場合は上記の他に、転入を予定していることが分かる書類の写しを提出してください。
（例）転入前の自治体で発行された転出証明書や転居先の賃貸借契約書など

注意：転入後１４日以内に住民票の写しまたは住民票記載事項証明書のいずれかを提出してください。宣誓日から３か月以内に提出の無い場合は宣誓が無効となります。

３　戸籍抄本（親子で同じ戸籍の場合は戸籍謄本）

・お一人１通ずつ。ただし、同じ戸籍の家族は合わせて戸籍謄本１通でも結構です。宣誓される日以前の３か月以内に発行されたものを提出してください。
・本籍地が鯖江市以外の場合、取得されるまでに時間がかかることがありますので、ご注意ください。詳細は本籍地のある自治体の戸籍担当窓口に確認してください。
・外国籍の方は、大使館など公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類を提出してください。また、翻訳者の住所・氏名が記載された日本語訳を添付してください。

・パートナーシップ宣誓をしても、在留資格や在留期間の変更はありません。

４　本人確認書類

・運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、パスポート、在留カード、官公庁が発行した証明書等（下記参照）の写し
・郵送の場合は写しを同封してください。

１種類の提示で足りるもの	２種類の提示が必要なもの
・個人番号カード（マイナンバーカード） ・旅券（パスポート） ・運転免許証 ・住民基本台帳カード（顔写真付き） ・在留カードまたは特別永住者証明書 ・国や地方公共団体が発行した身分証明書（顔写真付き）	・顔写真のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、または介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金、厚生年金保険、または船員保険の年金証書 ・共済年金、恩給の証書 ※学生証、法人が発行した身分証明書で顔写真付き ※国、地方公共団体が発行した資格証明書のうち顔写真付き（左記に挙げるものを除く） 「※」の書類のみ２点あっても確認できません。 その他の書類（健康保険被保険者証）と組み合わせてください。

５　通称名の使用を証明する書類（通称名（※）を使用する場合のみ）

性別違和等の理由で通称名（※）での宣誓を希望する場合は、宣誓から３か月前以内に発行されたもの、または有効期限内の物で、その名前が社会生活の中で日常的に使用していることが確認できる下記の書類の写しを提出してください。通称名を使用した場合は、交付するパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

１種類の提示で足りるもの	２種類の提示が必要なもの
・健康保険証 ・通称名の記載のある住民票	・社員証や学生証、卒業証書 ・公共料金の請求書 ・病院の診察券 ・自宅宛の郵便物（消印があり、住民票の住所と一致するもの）

※　通称名　本制度における通称名とは、性別違和の方や外国籍の方が、日常的に使用する戸籍上とは異なる名前のことです。

６　郵送用チェックリスト（郵送で宣誓する場合のみ）

４　連携自治体から転入する場合の手続き

パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約第４条に定める構成自治体（以下「連携自治体」という。）においてパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証の交付を受けている方が、市内の住所に転入後も引き続きパートナーシップ関係を継続するときは、規約第３条第２項の規定に基づき、受領証の交付を受けることができます。
継続するための申請には、以下の書類や手続き等が必要になります。

また、以下継続申告の詳細については、手引き４ページから５ページの「宣誓」を「継続申告」に置き換えてお読みください。

１　パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第８号）

※手続きは、パートナー双方の宣誓を継続することへの同意が必要です。

２　転出地である連携自治体が交付したパートナーシップ宣誓に係る宣誓書受領証等

３　現住所を確認できる書類

※４ページの「２　現住所を確認できる書類」をご覧ください。

４　本人確認書類

※５ページの「４　本人確認書類」をご覧ください。

５　通称名の使用を証明する書類（通称名を使用する場合のみ）

※５ページの「５　通称名の使用を証明する書類」をご覧ください。

６　郵送用チェックリスト（郵送で宣誓する場合のみ）

５　パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証発行までの流れ

窓口で宣誓（継続申告）する場合

１　必要書類の準備

この手引きの４～７ページの必要書類をご準備ください。

２　宣誓（継続申告）日の予約

宣誓（継続申告）希望日の原則１０日前までに、下記「予約連絡先および書類提出先」まで電話または予約フォームで予約してください。

・宣誓（継続申告）できる時間　　予約フォームはこちら→

平日（年末年始を除く）午前９時～午後５時

以上の日時にお越しいただくことが難しい場合はご相談ください。

・予約状況等によりご希望に添えない場合があります。

・予約日は、日時が確定したことを市から回答した時点で成立します。

お知らせいただく内容	
１	宣誓（継続申告）されるお二人および家族の氏名 通称名を使用される場合は、戸籍上の氏名もお知らせください。 外国籍の方は国籍をお知らせください。
２	宣誓（継続申告）希望日・時間（第３希望まで）
３	宣誓（継続申告）されるお二人および家族の居住状況（市内に住んでいる・転入予定等）
４	電話番号・メールアドレス（代表者のみ）
５	個室で対応を希望される場合、その旨をお知らせください。

３　予約連絡先および書類提出先

鯖江市役所　くらしと福祉の相談課

住所：９１６－８６６６　鯖江市西山町１３－１

電話：０７７８－５３－２２７０

（土・日・祝日・年末年始を除く　午前８時３０分～午後５時１５分）

４　必要書類の提出

予約された宣誓（継続申告）日の原則５日前までに必要書類をくらしと福祉の相談課に持参または郵送にてご提出ください。

持参による提出の際、個室を希望する場合は、持参される日時を予約してください。

５　宣誓（継続申告）日当日

予約された日時に予め指定した部屋までお二人でお越しください。お二人そろってお越しいただくことができない場合は、お一人でも可能です。その場合は、予約時にその旨をお知らせください。

６　パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付

要件を満たしていることが確認できた場合、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（１枚）およびパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（全員分）を交付します。即日交付を原則としますが、要件確認や宣誓書受領証等の作成などのため、後日交付となる場合がありますのでご了承ください。

鯖江市に転入予定の方へ

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証および受領カードの交付に代えて、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度転入予定者受付票を交付します。この受付票の有効期限は宣誓（継続申告）の日から３か月です。

転入後、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度転入予定者受付票に住民票の写し（転入者のみ）を添付してご提出ください。引き換えにパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証及び受領カードを交付いたします。

郵送で宣誓（継続申告）する場合

１　必要書類の準備

この手引きの４～７ページの必要書類をご準備ください。

２　必要書類の提出

必要書類に郵送用チェックリストを添えてくらしと福祉の相談課（予約連絡先および書類提出先を参照）に郵送してください。

宣誓（継続申告）日は市役所に必要書類が到着した日となります。宣誓（継続申告）日を指定されたい場合、配送日指定郵便をご利用ください。ただし、書類の内容等に不備・不足がある場合はこの限りではありません。

３　市（くらしと福祉の相談課）からの確認

電話で、宣誓（継続申告）された事実の確認をそれぞれに実施いたします。

確認の電話はくらしと福祉の相談課　０７７８－５３－２２７０から電話いたします。

４　パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の交付

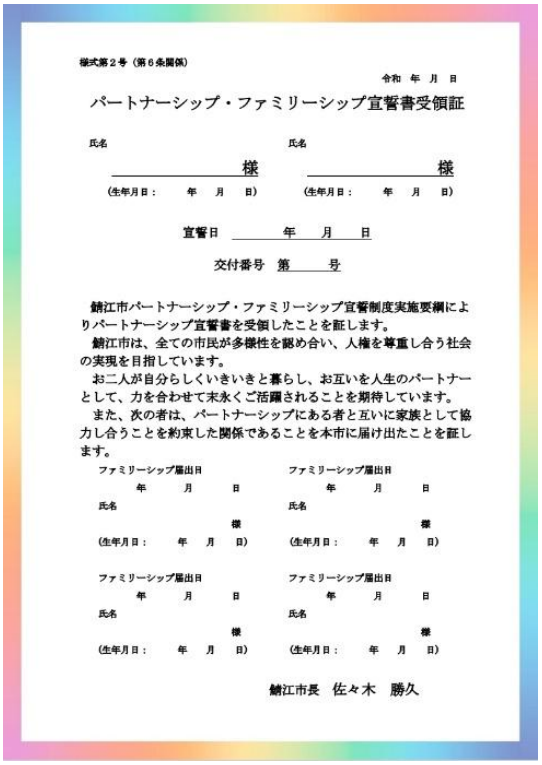
書類等を確認の上、不備がなければ、本人限定受取郵便でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証およびパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード、宣誓（継続申告）書の写しを住民票に記載してある住所に郵送します。受取には、ご本人確認が必要なため、通称名を使用されている場合でも戸籍名も記載して郵送いたします。

交付書類

１　宣誓書の写し（Ａ４サイズ１枚）

２　宣誓書受領証（Ａ４サイズ１枚）

（表）



様式第２号（第６条関係）

令和　年　月　日

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

氏名　　様　　（生年月日：　年　月　日）

氏名　　様　　（生年月日：　年　月　日）

宣誓日　　年　月　日

交付番号　第　　号

錦江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱によりパートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

錦江市は、全ての市民が多様性を認め合い、人権を尊重し合う社会の実現を目指しています。

お二人が自分らしくいきいきと暮らし、お互いを人生のパートナーとして、力を合わせて末永くご活躍されることを期待しています。

また、次の者は、パートナーシップにある者と互いに家族として協力し合うことを約束した関係であることを本市に届け出たことを証します。

ファミリーシップ届出日　年　月　日　氏名　様　（生年月日：　年　月　日）

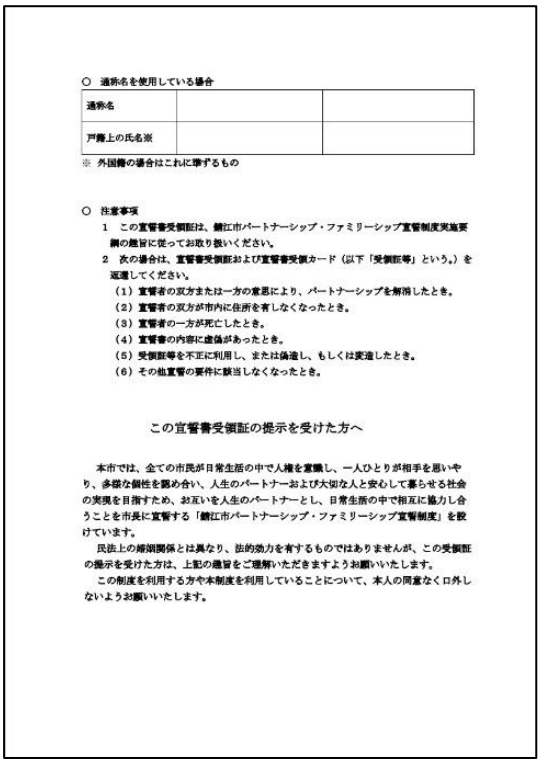
ファミリーシップ届出日　年　月　日　氏名　様　（生年月日：　年　月　日）

ファミリーシップ届出日　年　月　日　氏名　様　（生年月日：　年　月　日）

ファミリーシップ届出日　年　月　日　氏名　様　（生年月日：　年　月　日）

錦江市長　佐々木　勝久

（裏）



○　通称名を使用している場合

通称名		
戸籍上の氏名※		

※　外国籍の場合はこれに準ずるもの

○　注意事項

１　この宣誓書受領証は、錦江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の趣旨に従ってお取り扱いください。

２　次の場合は、宣誓書受領証および宣誓書受領カード（以下「受領証等」という。）を返還してください。

（１）宣誓者の双方または一方の意思により、パートナーシップを解消したとき。

（２）宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき。

（３）宣誓者の一方が死亡したとき。

（４）宣誓書の内容に虚偽があったとき。

（５）受領証等を不正に利用し、または偽造し、もしくは変造したとき。

（６）その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

この宣誓書受領証の提示を受けた方へ

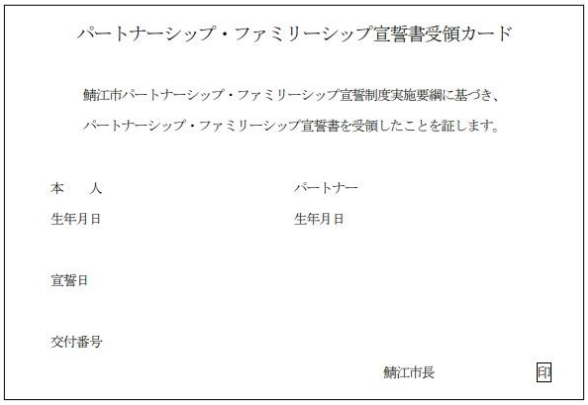
本市では、全ての市民が日常生活の中で人権を意識し、一人ひとりが相手を思いやり、多様な個性を認め合い、人生のパートナーおよび大切な人と安心して暮らせる社会の実現を目指すため、お互いを人生のパートナーとし、日常生活の中で相互に協力し合うことを市長に宣誓する「錦江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を設けています。

民法上の婚姻関係とは異なり、法的効力を有するものではありませんが、この受領証の提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

この制度を利用する方や本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

３　宣誓書受領カード（名刺サイズ２枚）

（表）



パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード

錦江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

本　人　　パートナー

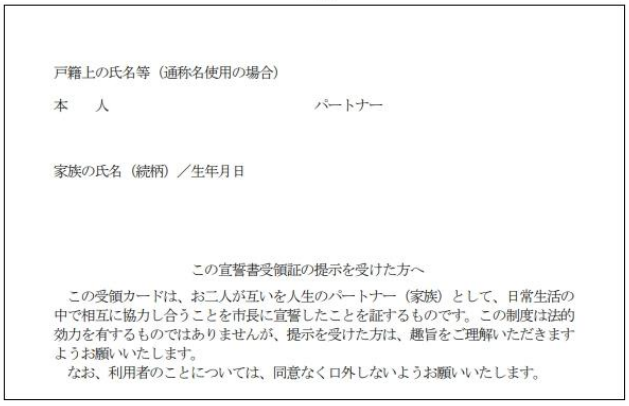
生年月日　　生年月日

宣誓日

交付番号

錦江市長　　印

（裏）



戸籍上の氏名等（通称名使用の場合）

本　人　　パートナー

家族の氏名（続柄）／生年月日

この宣誓書受領証の提示を受けた方へ

この受領カードは、お二人が互いを人生のパートナー（家族）として、日常生活の中で相互に協力し合うことを市長に宣誓したことを証するものです。この制度は法的効力を有するものではありませんが、提示を受けた方は、趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

なお、利用者のことについては、同意なく口外しないようお願いいたします。

６　受領証等の再交付・返還やその他の手続き

宣誓書受領証等の再交付や返還については、下記のとおり手続きが必要です。手続きは受領者のどちらか一方の方で行うことができます。事前にご連絡いただくと、スムーズにお手続きしていただけます。郵送での手続きも可能ですのでご利用ください。その場合、返信用封筒を同封してください。

１　受領証等の再交付

受領証および受領カードの紛失や毀損、著しい汚損等により再交付を受けたいときは、下記の書類をご持参の上、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第５号）を提出してください。

紛失の場合を除き、既に交付している受領証等（受領証と受領カード）と引き換えになりますので、忘れずにご持参ください。再交付後、紛失した受領証等を発見した場合は速やかに返還してください。

再交付時に必要なもの

１	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第５号）	本人確認書類は交付日にもご持参ください。
２	本人確認書類（５ページの「４　本人確認書類」を参照）	
３	既に交付している受領証（１枚）、受領カード（双方のもの２枚）	交付日に持参

２　記載事項の変更

宣誓書に記入した内容、受領証等の記載事項に変更があった場合は、変更の手続きが必要です。下記の書類をご持参の上、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等変更届（様式第６号）を提出してください。

変更届に必要なもの

１	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等変更届（様式第６号）	本人確認書類は交付日にもご持参ください。
２	本人確認書類（５ページの「４　本人確認書類」を参照）	
３	既に交付している受領証（１枚）、受領カード（双方のもの２枚） 記載に変更がない場合は不要	交付日に持参

３　受領証等の返還

次のいずれかに該当するときは、返還の手続きが必要です。下記の書類をご持参の上、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第７号）を提出してください。ただし、連携自治体（８ページ参照）へ転出し継続申告をする場合は、転出先自治体へ返還することもできます。

受領証等の返還が必要な場合

・パートナーシップを解消したとき　　・双方が転出したとき

・一方が亡くなったとき　　・宣誓が無効となった時（※）

・その他、宣誓の要件に該当しなくなったとき

※　以下のいずれかに該当するときは、宣誓を無効とします。

１　双方または一方の意志によりパートナーシップが解消されたとき
２　宣誓書等の内容に虚偽があったとき
３　宣誓できる方の要件に反しているとき（２～３ページ参照）
４　双方が転入予定者で宣誓の日から３か月以内に転入しなかったとき
５　受領証等を不正に利用、偽造、変造したと認めるとき

返還届に必要なもの

１	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第７号）
２	本人確認書類（５ページの「４　本人確認書類」を参照）
３	既に交付している受領証（１枚）、受領カード（双方のもの２枚）

双方の意志によりパートナーシップを解消して受領証等を返還する場合で、どちらか一方が届出したときは、もう一方の方に返還届の提出があったことを通知します。

返還された受領証等が必要な方は、申出により無効の穿孔を施した上で返戻します。

４　記載内容証明書

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書が必要な場合は、本人確認書類（５ページの「４　本人確認書類」を参照）を添えて、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書（様式第９号）を提出してください。

【宣誓書記載内容等証明書が必要な時の例】
１　宣誓をした事実の証明
　サービスを利用する際に、指定された期間内に発行された証明書を求められた場合など。

２　宣誓を解消した事実の証明
　宣誓後に契約した民間サービスを解消する場合や過去にパートナー関係であった事実を証明する必要がある場合など。
※　申請できる期間は、宣誓の効力を喪失した日から５年間以内です。５年を超えた場合は発行することができませんので、ご注意ください。

7　利用できる・利用しやすくなる行政サービス

※宣誓の有無に係わらず、同一世帯であれば利用できるサービスも併記しております。

※詳しい要件等については、それぞれの担当部署にご相談ください。また、ここに掲載の無いサービスについても、状況により利用可能な場合がありますので、それぞれの担当部署にお尋ねください。

○パートナーシップの宣誓をすることにより、対象となる行政サービス

制度等	概　要	受領証の提示	担　当
犯罪被害者等見舞金の申請	パートナーは、遺族見舞金を申請できる。	要	くらしと福祉の相談課 くらしと福祉の相談G (0778)53-2270
市営住宅入居申込	パートナーは、市営住宅の申込資格である同居親族要件の対象となる。	要	都市計画・住宅課 住宅G (0778)53-2240
鯖江市Ｕ・Ｉターン移住就職等支援事業（全国型）における移住支援金の申請	パートナーは、世帯要件である「世帯員」の対象となる。 ※互いに「世帯主」の場合は除く。 ※「若者世帯」や「子育て世帯」に定める年齢要件等があります。	要	総合政策課 政策推進G (0778)53-2263
鯖江市Ｕ・Ｉターン移住就職等支援事業（東京圏型）における移住支援金の申請	パートナーは、世帯要件である「世帯員」の対象となる。 ※互いに「世帯主」の場合は除く。	要	
住み続けるまちさばえ支援事業 ・子育て世帯等への住まい支援 ・多世帯同居	同居するパートナーの二人は、世帯要件の対象となる。	要	施設管理課 営繕G (0778)42-5101
税証明書の申請（一部を除く）	同一世帯の宣誓者は申請できる。	不要	市民窓口課 住民届出・証明G (0778)53-2206

〇パートナーシップの宣誓をすることにより、
代理で申請することができるようになる行政サービス

制度等	概　要	受領証の提示	担　当
障害者控除対象者認定書の申請	障害者控除対象者認定書の交付を、パートナーが申請できる。	要	長寿福祉課 高齢福祉Ｇ (0778)53-2219
寝具洗濯・乾燥・消毒サービスの申請	寝具の洗濯・乾燥・消毒サービスの利用について、同居のパートナーが申請できる。	要	
在宅理容・美容出張サービスの申請	在宅理容・美容出張サービスの利用について、パートナーが申請できる。	要	
介護関連の申請 （一部除く）	同一世帯のパートナーは申請できる。	不要	長寿福祉課 介護保険Ｇ (0778)53-2218
母子健康手帳の交付	パートナーは配偶者と同様に代理申請、受領ができる。 ※パートナーが、病院を受診し妊娠したことが分かる書類（予定日が記載してあるものや赤ちゃんの胎のうの写真等）をお持ちください。 ※後日、妊婦本人との面談が必要です。	要	健康づくり課 母子保健 （0778）52-1138
納税相談	納税に関することについて相談できる。 ※納税通知書等、委任状、身分証明書が必要	要	収納課 収納Ｇ （0778）53-2211
税金等の納付書の再発行	税金・介護保険料・後期高齢者医療保険料・水道料金の納付書の再発行を申請・受領できる。 ※納税通知書等、身分証明書が必要	要	
税金等の口座振替の申込	税金・介護保険料・後期高齢者医療保険料・水道料金の口座振替を申込ができる。 ※納税通知書等、委任状、身分証明書が必要	要	収納課 納税管理Ｇ （0778）53-2266
救急搬送証明書の申請	パートナーが家族と同様に申請できる。	要	鯖江・丹生消防組合 救急・救助係 (0778)54-9115

〇ファミリーシップの宣誓をすることにより、対象となる行政サービス

制度等	概　要	受領証の提示	担　当
犯罪被害者等見舞金の申請	ファミリーシップにある者は、遺族見舞金を申請できる。	要	くらしと福祉の相談課 くらしと福祉の相談G (0778)53-2270
税証明書の申請 （一部を除く）	同一世帯の宣誓者は申請できる。	不要	市民窓口課 住民届出・証明G (0778)53-2206
教育・保育給付認定申請	保育所、認定こども園、幼稚園の入園申込等ができる。	要	保育・幼児教育課 保育・幼児教育G (0778)53-2225
施設等利用給付認定申請	施設型給付を受けない幼稚園の保育料等、幼稚園や認定こども園の預かり保育料、認可外保育施設等の保育料の無償化について、利用できる。	要	
園児の送迎	事前に送迎者としての登録があれば、園児の送迎ができる。 ※詳細は、入園している園にお尋ねください。	要	
1歳6か月児・3歳児健康診査・すくすく育児相談・幼児親子教室・乳幼児発達相談等	パートナーの子の保護者として、健康診査や教室・相談等に参加できる。	要	健康づくり課 母子保健G (0778)52-1138

○ファミリーシップの宣誓をすることにより、
代理で申請することができるようになる行政サービス

制度等	概　要	受領証の提示	担　当
障害者控除対象者認定書の申請	障害者控除対象者認定書の交付を、同一世帯のファミリーシップにある者は申請できる。	要	長寿福祉課 高齢福祉Ｇ (0778)53-2219
寝具洗濯・乾燥・消毒サービスの申請	寝具の洗濯･乾燥･消毒サービスの利用について、同居のファミリーシップにある者が申請できる。	要	
在宅理容･美容出張サービスの申請	在宅理容・美容出張サービスの利用について、同一世帯のファミリーシップにある者は申請できる。	要	
介護関連の申請 （一部除く）	同一世帯のファミリーシップにある者は申請できる。	不要	長寿福祉課 介護保険Ｇ (0778)53-2218
納税相談	納税に関することについて相談できる。 ※納税通知書等、委任状、身分証明書が必要	要	収納課 収納Ｇ （0778）53-2211
税金等の納付書の再発行	税金・介護保険料・後期高齢者医療保険料・水道料金の納付書の再発行を申請・受領できる。 ※納税通知書等、委任状、身分証明書が必要	要	
税金等の口座振替の申込	税金・介護保険料・後期高齢者医療保険料・水道料金の口座振替の申込ができる。 ※納税通知書等、身分証明書が必要	要	収納課 納税管理Ｇ （0778）53-2266

８　よくある質問

Ｑ１　パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と結婚の違いは？

結婚は民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法的な権利、義務が発生します。

一方、鯖江市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度はお二人およびその家族の関係性を対外的に証明するものであり、法的効力を有しません。

この制度はそれぞれの宣誓を受け、受領証を交付し、自分らしくいきいきと生活されることを応援するものです。

Ｑ２　宣誓に費用はかかりますか？

宣誓書の提出や宣誓書受領証等の交付は無料です。また、宣誓書記載内容証明書の交付も無料です。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類（住民票の写しや戸籍抄本等）の交付手数料は自己負担となります。

Ｑ３　宣誓は同性カップルしか利用することができませんか？

宣誓は、互いを人生のパートナーまたは家族として尊重し、継続的に協力し合う「パートナーシップ」「ファミリーシップ」の関係であるお二人および子や親であれば、どなたでも届出可能です。届出者の戸籍上の性別・ソジ（ＳＯＧＩＥ：性的指向、性自認、性表現）は問いません。

Ｑ４　事実婚であっても宣誓できますか？

令和７年４月より対象をすべてのお二人に拡大したので宣誓できます。ただし、当制度は婚姻に準ずるような法的効力は有しません。

Ｑ５　同居していないと宣誓できませんか？

必ずしも、同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして互いに責任を持って協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

また、ファミリーシップ宣誓の場合、子（１８歳未満の場合）は宣誓者と生計を一にしている必要があります。

Ｑ６　なぜ、転入予定でも宣誓できるのですか？

鯖江市へ転入し、パートナーと共同生活をすることを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合を想定しているためです。

Ｑ７　パートナーシップ宣誓をする二人が養子縁組関係の場合、宣誓できますか？

宣誓できます。

Ｑ８　外国籍ですが宣誓できますか？

外国籍の方でも宣誓することができます。宣誓する際は、戸籍抄本の代わりに大使館などの公的機関が発行する婚姻要件具備証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類を提出してください。また、翻訳者の住所、氏名が記入された日本語訳を添付してください。

なお、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしても在留資格や在留期間は変わりません。

Ｑ９　外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか？

日本国内では婚姻が成立していないので、宣誓可能です。当該国での婚姻にかかる証明書を婚姻要件具備証明書等に代えて提出してください。翻訳者の住所、氏名が記入された日本語訳を添付してください。

Ｑ１０　宣誓にあたり、プライバシーは守られますか？

希望される場合は、別室で宣誓手続きを行うなど、プライバシーに配慮します。また、提出された書類や記載されている個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

Ｑ１１　夜間や休日に宣誓することはできますか？

宣誓ができる時間は、原則として平日（年末年始を除く）午前９時から午後５時です。この日時に来庁することが難しい場合はご相談ください。

Ｑ１２　宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか？

この制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。

Ｑ１３　受領証等（受領証、受領カード）に有効期限はありますか？

有効期限はありません。ただし１２ページの返還に該当するときは受領証等を返還する必要があります。

Ｑ１４　郵便で宣誓することはできますか？

郵便で宣誓をしていただくことが可能です。１１ページをご覧ください。

Ｑ１５　オンラインで宣誓することはできますか？

オンラインでの宣誓は、書類の審査、セキュリティ等の課題をクリアするため現在検討中です。

Ｑ１６　代理人でも宣誓できますか？

代理人による宣誓はできません。宣誓時には二人でお越しいただく必要があります。ただし病気等の理由により二人で来ることができない場合は、ご相談ください。

Ｑ１７　市外に転出する場合はどうすればいいですか？

お二人ともが鯖江市に居住しなくなる場合は、受領証等の返還手続きが必要です。１４ページをご覧ください。

ただし、連携自治体（８ページ参照）へ転出し継続申告をする場合は、転出先自治体へ返還することもできます。

Ｑ１８　なりすましなど悪用されませんか？

宣誓を受ける際に戸籍抄本や住民票、本人確認書類等を確認することで、なりすまし等を防止します。

Ｑ１９　受領証と受領カードはどのような使い道がありますか？

受領証は、二人と子や親について家族であると宣誓した事実について公的に証明するものであり、法的効力はありませんが、受領証を提示することで、一部行政や民間企業のサービスが受けられるようになります。鯖江市では１５～１８ページに記載されている行政サービスが利用できるようになります。民間企業サービスでは携帯電話の家族割、航空会社でのマイレージサービス、などへの活用が想定されます。より多くの民間企業のサービスが活用できるよう、周知啓発に取り組んでまいります。

Ｑ２０　パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

婚姻に類似した法的関係を構築する方法として、公正証書※による遺言書の作成や、任意の後見契約等を結ぶ方法がありますが、手続きには費用を要します。詳細は公証人役場へお問い合わせください。

※公正証書とは

判事や検事などを長く務めた人のうち、法務大臣から任命された（公証人）が法律に従って作成する文書。公証人は国の公務である公証事務を行う公務員とみなされ、公正証書は「公文書」であり、証明力の高い文書です。公正証書は公証役場で作ることができます。

≪県内の公証役場一覧≫

福井公証人合同役場 0776-22-1584	武生公証役場 0778-23-5689	敦賀公証役場 0770-23-3598

９　相談機関

人権相談

福井地方法務局	0776-22-5141	月曜日～金曜日 8：30～17：15 （祝・休日は除く）
みんなの人権 110 番	0570-003-110	
ＳＮＳ（ＬＩＮＥ）による人権相談	アカウント名 「ＳＮＳ人権相談」 検索ＩＤ @snsjinkensoudan	
インターネット 人権相談	法務省インターネット人権相談受付窓口 https://www.jinken.go.jp/	２４時間相談受付
福井県 人権センター	0776-29-2111	火曜日～金曜日 第２、４日曜日および その前日の土曜日 9：00～17：00

こころの相談

福井県 心の健康相談 （福井県丹南健康福祉センター）	0778-51-0034	毎月第１・３木曜日 （祝・祭日は除く） １３：３０～１６：３０
心の相談会 （鯖江市健康づくり課）	0778-52-1138	毎月第１水曜日 （祝・祭日の場合は変更あり） 医師による相談もあります。 詳しくは左記へ、お問い合わせ下さい。

ＬＧＢＴＱ＋、性的マイノリティに関する相談

《電話相談》 **よりそいホットライン** 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	0120-279-338 24 時間受付 （音声ガイダンス「４」番）
《チャット相談》 **困りごと情報提供** **セクシャルマイノリティ相談** 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター	https://comarigoto.jp/ 毎週水曜日、金曜日、日曜日 16：00～22：00
《LINE 相談》 LGBT に関する LINE 相談ができるところ 一般社団法人にじーず　作成	https://24zzz-lgbt.com/j/line